

# 国民健康保険税の特別徴収(年金天引き) が中止となる方はご注意ください

国民健康  
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

世帯主と国民健康保険(国保)加入者全員が65歳~74歳の世帯の方は、原則、国保税を特別徴収(年金からの天引き)により納付していただいております。

しかし、次のような場合は特別徴収は中止され、年度の途中で特別徴収から普通徴収へ変更となります。

- ・介護保険料と国保税を合わせた額が、対象年金額の2分の1以上となる場合
- ・世帯主が国保を脱退した場合
- ・65歳未満の世帯員の国保加入があった場合

普通徴収へ変更となる方のうち、国保税の口座振替の登録がされていない方には7月中旬に6回分の納付書を送付しております。納付書が届いた方については自動で国保税を徴収されなくなるため、納め忘れにご注意ください。

## ▼年度の途中で特別徴収から普通徴収に変更となる方▼

4・6・8月に年金天引きにより納付いただいた後、10月からの特別徴収は中止となり、9月から翌年の2月までに納付書又は口座振替により納付いただきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
特別徴収	○	△	○	△	○	△	—	△	—	△	—
普通徴収	△	△	△	—	—	○	○	○	○	○	○

納付は安全・安心・確実な  
口座振替



国保税の納付は、納め忘れることがなく、窓口で納めに行かなくてもすむ口座振替がおすすめです。新規にご登録する場合は、預金通帳や通帳届出印、国保税の納付書を持参し指定の金融機関又は、役場収納課にてお申込みください。詳しくは美浦村HPをご覧ください



▲美浦村HP  
「村税等の口座振替」

(広告欄)

相続・土地・農地・  
建設業許可・経営事項審査 の手続き代行します!



行政書士 桑名宏 事務所

美浦村木原2956  
☎029-885-0316

広報みほに広告を掲載しませんか?

広告募集中



◇問合せ 総務課 ☎029-885-0340(内)205